

〈資料6〉

教委高第3370号

平成25年1月15日

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

平成24年度卒業式及び平成25年度入学式の実施について

標記について、各学校においては、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう配慮願います。

記

- 1 式典は厳粛で簡素なものとする。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう適切に指導すること。
- 3 平成24年1月17日付け教委高第3869号の教育長通達を踏まえ、教職員を指導すること。
- 4 来賓の臨席を要請するに当たっては、学校として明確な基準を定めておくこと。
また、来賓に対して祝辞に代わる方法を依頼する場合は、その内容を事前に十分説明して了解を得ておくこと。
- 5 卒業式における児童生徒の送辞・答辞については、作成方法、内容、発表方法、発表者の服装・態度等について適切な指導を行うこと。
- 6 万一の場合に備えて臨機の処置が取れるよう、事前に準備しておくこと。
- 7 卒業式及び入学式の状況を別紙に記入の上、式の終了後、高等学校については高等学校課長あて、支援学校については支援教育課長あて、速やかに提出すること。

(参考)「平成25年度 府立学校に対する指示事項」

- ・ 入学式や卒業式等においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。
また、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。